

投資信託ご成約者様限定特別金利定期預金

(2023年2月1日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名	・投資信託ご成約者様限定特別金利定期預金 (愛称：悠望プラン)
2	販 売 対 象	①投資信託を10万円以上ご購入いただいた個人のお客さま ②投資信託を10万円以上ご購入いただき、かつ当行にてNISA口座開設済 または申込中の個人のお客さま ※①と②では、適用金利が異なりますのでご注意ください。 ※投資信託取引店で、投資信託の購入日と同一日にお預入れいただく 定期預金に限定させていただきます。
3	期 間	・3ヵ月 ※自動継続の取扱いとなります。
4	預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括でのお預入れとなります。 ・スーパー定期預金 10万円以上 大口定期預金 1,000万円以上 ※投資信託のご購入金額が預入金額の上限となります。 ・1円単位
5	払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6	利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・当行所定の特別金利 ・満期日以降、元金とともにお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7	手 数 料	・定期預金には手数料はありません。 ・同時にご購入いただく投資信託は、ご購入時等に各種手数料がかかります。 (下記15・16をご参照ください。)
8	付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)
9	税 金	・20% (国税15%、地方税5%) の源泉分離課税 ※平成25年1月1日以降平成49年12月31日までの間に受取るお利息は、 復興特別所得税を付加した20.315%の源泉分離課税となります。 ・要件を満たす場合は、マル優の扱いができます。
10	預 金 保 険	・預金保険対象商品です。(1金融機関につき1人当たり、元本1,000万円 までとその利息等が保護されます。)

11	中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>【スーパー定期預金でお預入れの場合】 解約日における普通預金の利率</p> <p>【大口定期預金でお預入れの場合】 (1) 預入日の1か月後の応答日の前日までに解約する場合には、次の①、②および③（②および③の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、③の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。 ① 解約日における普通預金の利率 ② 約定利率－約定利率×30% ③ 約定利率－$\left[\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}} \right]$</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応答日以後に解約する場合には、次の①および②の算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。 ① 約定利率－約定利率×30% ② 約定利率－$\left[\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}} \right]$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面（通帳は所定欄）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入れするとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p>
12	金利情報の入手方法	<p>・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。窓口にお問い合わせください。</p>
13	その他参考となる事項	<p>・お預入れは、通帳式（総合口座通帳または定期預金専用通帳）の自動継続式定期預金となります。</p> <p>・満期日以後の適用金利は、満期時点の店頭表示利率が適用になります。</p> <p>・東京支店ではお取り扱いしておりません。</p> <p>・市場金利の変動等により、予告なく適用金利の変更または取扱いを中止する場合があります。</p>
14	同時にご購入いただく投資信託について	<p>・対象ファンドは当行で取扱う株式投資信託です。 ※定時定額購入サービス「てまいらず」を除きます。</p> <p>・ご購入金額は10万円以上です。（申込手数料および消費税を含みます。） ※複数ファンドをご購入いただく場合でも、1ファンドにつき10万円以上とさせていただきます。</p>

15	投資信託に関する 注意事項	<p>【全般的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資信託は預金商品ではなく、当行は元本・分配金を保証しておりません。 ●当行でご購入いただいた投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。 ●投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託のご購入者に帰属します。 ●投資信託の設定・運用は投資信託委託会社（運用会社）が行い、信託財産は受託銀行で分別管理されます。 ●投資信託のお取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。 <p>【投資信託のリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資信託の主なリスクには、金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・流動性リスク・カントリーリスク・株価変動リスク等があり、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。また、一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものなどがあります。詳細は当該ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。 <p>【投資信託に関する費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資信託には、購入・募集または換金時等に手数料がかかるものや、信託財産留保額が控除されるものがあります。なお、信託報酬等の諸費用は、信託財産から支払われます。 ●投資信託に関する費用等は次のとおりとなります。 <ul style="list-style-type: none"> <お申込手数料> 基準価額に対して最大 3.30%（消費税込み） <信託報酬> 純資産総額に対して最大年率 2.06%程度（消費税込み） <信託財産留保額> 基準価額に対して最大 0.30% <その他費用等> 監査費用・組入有価証券の売買の際に発生する手数料等がございます。 <p>なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳細は当該ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資信託の売却益については、復興特別所得税を付加した 20.315%の税率による申告分離課税が適用になります。（源泉徴収ありの特定口座を選択すると、確定申告せずに納税を完了できます。）普通分配金については、20.315%の税率による源泉徴収が行われ、申告不要を選択することができます。 ●投資信託の購入を検討する際は、必ず最新の契約締結前交付書面（投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面（投資信託））をよくお読みになり商品内容を確認のうえ、ご自身で購入の判断をしてください。なお、契約締結前交付書面は、当行の本支店の店頭にご用意しております。（東京支店を除く全営業店にてお取扱いいたします。）
----	------------------	---

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109

株式会社 仙台銀行
登録金融機関 東北財務局長（登金）第16号
加入協会：日本証券業協会